

記入例

以降のページにおいて、下記届出書類の記入例を示します。

- ① 路外駐車場設置届出書
- ② 駐車場施設等の概要
- ③ 路外駐車場管理規程届出書
- ④ 駐車場管理規程(例)
- ⑤ 路外駐車場設置変更届出書
- ⑥ 路外駐車場管理規程一部変更届
- ⑦ 路外駐車場廃止届
- ⑧ 路外駐車場休止届
- ⑨ 路外駐車場再開届
- ⑩ 特定路外駐車場設置(変更)届出書

記入にあたっての注意事項を青字で記載しています。

別記様式(第1条関係)

記入例

路 外 駐 車 場 設 置 (変 更) 届 出 書

※該当しない欄については空欄のまま

設置届の場合には“変更”を二本線で削除

〇〇年 〇〇月 〇〇日

江 東 区 長 殿

届出者が法人の場合は、法人名及び
代表者名を記入（押印不要）

住所（所在地） 江東区東陽4-11-28
名称 江東駐車場株式会社
代表者 代表取締役
江東 太郎

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1	駐 車 場 の 名 称	江東駐車場				駐車場の正式名称を記入	
2	駐 車 場 の 位 置	江東区東陽4-11-28				駐車場の所在地（住居表示）を記入	
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	駐車場の敷地面積を記入				平方メートル	
	ロ 駐車場の用に供する部分 の面積(A+B+C+D)	駐車場の用に供する部分および車路等の総面積を記入				平方メートル	
	a 建築物である部分	駐車場の用に供する 部分の面積(A)	一般公共の用に 供 する 部 分 誰でも利用できる 時間貸駐車マスの 部分の面積、台数を 記入	四輪車（注） 専用	平方メートル (駐車台数 台)		
				特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
				四輪車及び特 定自動二輪車 併用	平方メートル		
					四輪車 駐車台数 台	特定自動二輪車 駐車台数 台	
				小計	平方メートル		
				それ以外の部分 誰でも利用できる 時間貸駐車マスの 部分以外（月極契約 や従業員専用駐車 スペース部分等）の 面積、台数を記入	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
					特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	平方メートル	
						四輪車 駐車台数 台	特定自動二輪車 駐車台数 台
				小計	平方メートル		
		車路等の面積(B)	平方メートル				
b 建築物でない部分	駐車場の用に供する 部分の面積(C)	一般公共の用に 供 する 部 分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
			特定自動二輪車 専用	平方メートル (駐車台数 台)			
			四輪車及び特定 自動二輪車併用	平方メートル			
				四輪車 駐車台数 台	特定自動二輪車 駐車台数 台		
			小計	平方メートル			

車路、料金徴収所等、駐車場の用に
供する面積のうち、駐車マス
以外の部分の合計面積を記入

3 規 模	b 建築物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積(C)	それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル
					四輪車 駐車台数 台
					特定自動二輪車 駐車台数 台
				小計	平方メートル
	車路等の面積(D)		平方メートル		
	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A + C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
			四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
四輪車 駐車台数 台					
特定自動二輪車 駐車台数 台					
小計			平方メートル		
それ以外の部分		四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
		特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
		四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル		
			四輪車 駐車台 台		
			特定自動二輪車 駐車台数 台		
		小計	平方メートル		
建築物の構造、階数を記入 駐車部分の階数も記入					
4 構 造		イ 建築物である部分		鉄骨、鉄筋、コンクリート造、地上●階、地下●階 (うち駐車場部分地下●階・●階)	
	ロ 建築物でない部分		記入例：アスファルト舗装、砂利敷き舗装など		
5 設 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無	その構造のため、駐車場法による技術的基準により難しいが、同等以上の効力があるものとして、駐車場法第15条により、国土交通大臣が認定した機械式駐車装置（自走式駐車場を除く）を設置する駐車場の場合、「特殊装置の有無」を「あり」とし、大臣認定の番号、装置の名称、製造者名を記入。		
		b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による認定の概要			
	ロ それ以外の設備		特殊の装置の名称等	換気装置、警報装置、消化設備 特殊装置以外の換気装置、照明装置、警報装置などを記入	
6 附帯業務のための施設		自動販売機（清涼飲料水）	洗車場、燃料販売、自動車修理、売店等が該当		
7 従業員概数		●名			
8 供用開始（予定）日		○○年 ○○月○○日（予定）		営業を開始しようとする日	

(注)

道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車場の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

記入にあたっての注意事項を青字で記載しています。

駐 車 施 設 等 の 概 要

記入例

建築物でない場合は、記入不要

建 築 物	名 称	建物の名称を記入					
	所 在 地	建物の所在地（住居表示）を記入					
	用 途 地 域	都市計画法で定める用途地域を記入	主要用途	建物の主要用途を記入			
	構 造 規 模	地 上 階 地 下 階					
	延 べ 面 積	建物の各階の床面積の合計を記入		敷地面積			
駐 車 場	名 称	駐車場の正式名称を記入					
	所 在 地	駐車場（建物）の所在地（住居表示）を記入					
	駐 車 階 層 (一般公共部 分の内訳)	四 輪 車	地上	階、地下	階（四輪車	階、特定自動二輪車	階）
			平面式（自走	台・	m ² 、機械	台・	m ²
			立体式（自走	台・	m ² 、機械	台・	m ²
		特定自動二輪車	平面式（自走	台・	m ² 、機械	台・	m ²
			立体式（自走	台・	m ² 、機械	台・	m ²
			地下式（自走	台・	m ² 、 障害者スペースを内数で記入	台・	m ²
	全収容台数 駐 車 面 積	四 輪 車 ア+ウ+オ 台 A+C+E m ²	一 般 公 共 部 分 (障害者スペース:内数)	四輪車	(	ア台	A m ²
				特定自動二輪車		イ台	B m ²
				小 計		A+B	m ²
		特定自動二輪車 イ+エ+カ 台 B+D+F m ²	月 ぎ め 部 分	四輪車		ウ台	C m ²
				特定自動二輪車		エ台	D m ²
				小 計		C+D	m ²
		合 計 A+B+C+D+E+F m ²	そ の 他 の 部 分	四輪車		オ台	E m ²
特定自動二輪車					カ台	F m ²	
小 計					E+F	m ²	
設 備	無線設備（警察・消防・携帯・その他） 防犯カメラ等（有・無）						
	四輪車の区分	1 一般届出駐車場 2 都市計画駐車場 該当項目を選択、記入 3 附置義務駐車施設（ 台 m ² ） 4 道路付属物駐車場					
	出 入 口	出入口の幅員 m（ m）（ ）内は出入口が複数の場合に記入					
	道 路 名	（国、都、区、市、私）道 全面道路の種別を選択及び道路名記入（2面ある場合は2つ）					
前 面 道 路	幅 員	m		歩・車道の区別	有 ・ 無		
	交 通 規 制	1 一方通行になって（ いる ・ い な い ）。					
		2 中 央 分 離 帯 は（ 有 ・ な い ）。					
		3 パーキングメーターは（ 有 ・ な い ）。					
そ の 他	横断歩道・曲がり角（交差点）から駐車場入口までの距離は5m以上（ 有 ・ な い ）。						
前 面 道 路 の 交 通 量 調 査	調 査 日	年 月 日					
		時 間 帯	四 輪 車	特定自動二輪車	歩 行 者		
	朝	～ 時	台	台	人		
		～ 時	台	台	人		
	夕 方	～ 時	台	台	人		
		～ 時	台	台	人		
(注) 1 交通量の多い朝、夕の時間帯の各1時間を調査する。 2 歩行者については、駐車場への出入口に影響のあるもののみで可。							

朝・夕のピーク時の時間を記入。前面道路が2つある場合は（ ）等で記入。届出者が交通量調査を行ってください。

記入にあたっての注意事項を青字で記載しています。

記入例

〇〇年〇〇月〇〇日

江 東 区 長 殿

届出者が法人の場合は、法人名及び
代表者名を記入（押印不要）

住所（所在地） 江東区東陽4-11-28
名称 江東駐車場株式会社
代表者 代表取締役
江東 太郎

路 外 駐 車 場 管 理 規 程 届

駐車場の名称を記入

このことについて、江東駐車場の管理規程を別紙のとおり定めたので、駐車場法第13条第1項の規定に基づき届け出ます。

※路外駐車場管理規程届は、供用開始後10日以内に届け出が必要ですが、手続きを円滑に進めるため「路外駐車場設置届出書」と同時に提出をお願いします。

駐車場管理規程例

- 1 名称
***駐車場
所在地 東京都江東区〇〇〇丁目〇番〇号
- 2 駐車場管理者
(1) 所在地 東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
(2) 名称 ***駐車場株式会社
(3) 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 (代表)
(4) 代表者 代表取締役社長〇〇〇〇

駐車場管理規定の作成例です。
駐車場法、駐車場法施行令、駐車場法施行規則等により記載事項が定められておりますので、よくご確認のうえ、駐車場管理規程の作成をお願いします。

- 第1章 総則 (第1条―第6条)
- 第2章 利用 (第7条―第13条)
- 第3章 駐車料金及び算定等 (第14条―第17条)
- 第4章 引取りのない車両の措置 (第18条―第21条)
- 第5章 保管責任及び損害賠償 (第22条―第26条)
- 第6章 雑則 (第27条)

第1章 総則 (通則)

第1条 本駐車場 (以下「駐車場」という。) の利用に関する事項は、この規程による。
(契約の成立)

第2条 駐車場の利用者 (以下「利用者」という。) は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。
(営業時間)

第3条 駐車場の営業時間は、毎日〇〇時から〇〇時までとする。
(時間制利用の利用期間)

第4条 駐車場の1回の利用 (定期駐車券による利用を除く。) は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者 (以下「管理者」という。) の判断によりこれを延長することができる。
(営業休止等)

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避 (以下「営業休止等」という。) を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合
(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両 (自動二輪を含む。以下同じ。) は、積載物又は取付物を含めて長さ〇. 〇m、幅〇. 〇m、高さ〇. 〇m及び重量〇 tを超えないものに限る。

第2章 利用 (駐車場の入出等)

第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、出口管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。

3 定期駐車券による利用者 (以下「定期駐車券利用者」という。) は、定期駐車券の確認を受けた後入出庫するものとする。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。
(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
- (2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。
- (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (5) 場内において宿泊しないこと。
- (6) 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。
- (7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (8) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (9) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
- (10) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき。

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第14条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

時間区分	料金の額 (上限額)
普通時間 午前8時から午後11時まで	駐車時間30分(30分未満は30分に切り上げる) につき 金 円
夜間時間 午後11時から翌日の午前8時まで	駐車時間60分(60分未満は60分に切り上げる) につき 金 円

(時間制駐車料金における駐車時間)

第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(1) 定期駐車料金は、次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

種 類	有 効 時 間	適用期間	料金 (上限額)
全日定期駐車券	午前0時から午後12時まで	1ヶ月	円
昼間定期駐車券	午前8時から午後8時まで		円
夜間定期駐車券	午後6時から翌日午前8時まで		円

(消費税を含む)

(2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
- ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。
- ③ 利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。
- ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第14条の規定による。
- ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第5条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。
- ⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
- ⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

(不正利用者に対する割増金)

第17条 時間制利用者(定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。)が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。

(1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合

(2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合

(3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第4章 引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第18条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除とな

った日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

（車両の調査）

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

（車両の移動）

第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

（車両の処分）

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であつて、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

（保管責任）

第22条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

（利用者に対する損害賠償責任）

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

（車両の積載物又は取付物に関する免責）

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

(1) 自然災害その他不可抗力による事故

(2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故

(3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故

(4) 第5条の規定による営業休止等の措置

(5) 第13条の規定による措置

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

(この規程に定めない事項)

第27条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

記入にあたっての注意事項を青字で記載しています。

別記様式(第1条関係)

記入例

路 外 駐 車 場 設 置 (変 更) 届 出 書

※該当しない欄については空欄のまま

変更届の場合に(変更)を囲む

〇〇年 〇〇月 〇〇日

江 東 区 長 殿

赤字で変更後の内容を記入
変更前の内容は黒字で記入

届出者が法人の場合は、法人名及び
代表者名を記入(押印不要)

住所(所在地) 江東区東陽4-11-28
名称 江東駐車場株式会社
代表者 代表取締役
江東 太郎

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1	駐 車 場 の 名 称	江東駐車場 東陽駐車場				
2	駐 車 場 の 位 置	江東区東陽4-11-28				
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	駐車場の敷地面積を記入			●●平方メートル	
	ロ 駐車場の用に供する部分 の面積(A+B+C+D)				●●平方メートル	
					●●平方メートル	
	a 建築物である部分	駐車場の用に供する部分の面積(A)	一般公共の用に 誰でも利用できる 時間貸駐車マスの 部分の面積、台数を 記入	四輪車(注) 専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特 定自動二輪車 併用	●●平方メートル ●●平方メートル	
					四輪車	駐車台数●●台 駐車台数●●台
					特定自動二輪車	駐車台数●●台
				小計	●●平方メートル ●●平方メートル	
				四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
					特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	平方メートル
四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台						
小計	平方メートル					
車路等の面積(B)		●●平方メートル				
b 建築物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積(C)	一般公共の用に 供 する 部 分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			特定自動二輪車 専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			四輪車及び特定 自動二輪車併用	平方メートル		
				四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車		

車路、料金徴収所等、駐車場の用に供する面積のうち、駐車マス以外の部分の合計面積を記入

誰でも利用できる
時間貸駐車マスの
部分以外(月極契約
や従業員専用駐車
スペース部分等)の
面積、台数を記入

3 規 模	b 建築物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積(C)	それ以外の部分		駐車台数	台
				小計	平方メートル	
				四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
					四輪車	駐車台数 台
					特定自動二輪車	駐車台数 台
		小計	平方メートル			
	車路等の面積(D)	平方メートル				
	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A + C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			四輪車及び特定自動二輪車併用	●●平方メートル		
				四輪車	駐車台数●●台	
特定自動二輪車				駐車台数●●台		
小計			●●平方メートル			
それ以外の部分		四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
		特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
		四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル			
			四輪車	駐車台 台		
			特定自動二輪車	駐車台数 台		
小計	平方メートル					
4 構 造	イ 建築物である部分					
	ロ 建築物でない部分					
5 設 備	イ 特 殊 の 装 置	a 特殊の装置の有無	なし			
		b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による認定の概要	認定の番号			
			特殊の装置の名称等			
	ロ それ以外の設備		換気装置、警報装置、消化設備			
6 附帯業務のための施設			自動販売機（清涼飲料水）			
7 従業員概数			●名			
8 供用開始（予定）日			●年 ●月 ●日（予定）			

(注)
道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車のに供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車のに供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車のに供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車のに供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車のに供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

記入にあたっての注意事項を青字で記載しています。

年 月 日

江 東 区 長 殿

届出者が法人の場合は、法人名及び代表者名を記入（押印不要）

（駐車場管理者の氏名又は名称及び住所）

路外駐車場管理規程一部変更届

変更箇所を記入

「下記」または「別紙」を選択し、非該当の方を削除

このことについて、駐車場の管理規程中、駐車料金の項を●●年●●月●●日から（下記または別紙）のとおり変更したので、駐車場法第13条第4項の規定に基づき届け出ます。

記

1 駐 車 場 の 名 称 江東駐車場

駐車場の正式名称を記入

2 駐 車 場 の 位 置 江東区東陽4-11-28

駐車場の所在地（住居表示）を記入

3 変 更 事 項

変更前を黒字、変更後を赤字で記入

旧

第●●条 駐車料金は、車両1台につき次のとおりとする。

【平日（月曜日～金曜日）】 ●●分●●円 24時間●●円

【土日祝】 ●●分●●円 24時間●●円

新

第●●条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

【平日（月曜日～金曜日）】	●●分●●円 24時間●●円
【土日祝】	●●分●●円 24時間●●円

注）1 正副二通を提出してください。（A4 横書）

記入にあたっての注意事項を青字で記載しています。

年 月 日

江 東 区 長 殿

届出者が法人の場合は、法人名及び代表者名を記入（押印不要）

（駐車場管理者の氏名又は名称及び住所）

路 外 駐 車 場 廃 止 届

このことについて、下記のとおり廃止したので駐車場法第 14 条の規定に基づき届け出ます。

記

1 駐 車 場 の 名 称 江東駐車場

駐車場の正式名称を記入

2 駐 車 場 の 位 置 江東区東陽4-11-28

駐車場の所在地（住居表示）を記入

3 廃 止 理 由 当該地の開発工事のため

廃止理由を記入

4 廃 止 年 月 日 ●●年●●月●●日

注) 1 正副二通を提出してください。(A4 横書)

記入にあたっての注意事項を青字で記載しています。

年 月 日

江 東 区 長 殿

届出者が法人の場合は、法人名及び代表者名を記入（押印不要）

（駐車場管理者の氏名又は名称及び住所）

路 外 駐 車 場 休 止 届

このことについて、下記のとおり休止したので駐車場法第 14 条の規定に基づき届け出ます。

記

1 駐 車 場 の 名 称 江東駐車場

駐車場の正式名称を記入

2 駐 車 場 の 位 置 江東区東陽4-11-28

駐車場の所在地（住居表示）を記入

3 休 止 の 理 由 駐車場内の設備改修工事のため

休止理由を記入

4 休 止 期 間 自 ●●年●●月●●日

休止期間を記入

至 ●●年●●月●●日

●●日間

5 休 止 台 数 全 部

一 部

●●台

「全部」か「休止」に○をつけ、
休止台数を記入

6 休止する部分の面積

●●平方メートル

休止面積を記入

注) 1 正副二通を提出してください。(A4 横書)

2 一部休止の場合は、休止部分の平面図を添付してください。

記入にあたっての注意事項を青字で記載しています。

年 月 日

江 東 区 長 殿

届出者が法人の場合は、法人名及び代表者名を記入（押印不要）

（駐車場管理者の氏名又は名称及び住所）

路 外 駐 車 場 再 開 届

このことについて、下記のとおり再開したので駐車場法第 14 条の規定に基づき届け出ます。

記

1 駐 車 場 の 名 称 江東駐車場

駐車場の正式名称を記入

2 駐 車 場 の 位 置 江東区東陽4-11-28

駐車場の所在地（住居表示）を記入

3 再 開 年 月 日 ●●年●●月●●日

再開日を記入

4 再 開 台 数 全 部 一 部

●●台

「全部」か「休止」に○をつけ、再開台数を記入

5 再開する部分の面積

●●平方メートル

再開面積を記入

注) 1 正副二通を提出してください。（A4 横書）

2 一部再開の場合は、休止部分の平面図を添付してください。

記入にあたっての注意事項を青字で記載しています。

第1号様式（第7条第1項関係）

（日本工業規格A列4番）

特定路外駐車場設置（変更）届出書					
江 東 区 長 殿				年 月 日	
(特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)					
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項本文の規定により、次のように届け出ます。					
1 駐 車 場 の 名 称		江東駐車場			
		駐車場の正式名称を記入			
2 駐 車 場 の 位 置		江東区東陽4-11-28			
		駐車場の所在地（住居表示）を記入			
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	駐車場の敷地面積を記入 ●●平方メートル			
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車のに供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	●●平方メートル (駐車台数 ●●台)	
			それ以外の部分	●●平方メートル (駐車台数 ●●台)	
	駐車マスの合計を記入		b 車路等の面積	●●平方メートル	
		車路、料金徴収所等、駐車のに供する面積のうち、駐車マス以外の部分の合計面積を記入			
4 必 移 要 動 な 等 構 円 造 滑 及 化 び の 設 た 備 め に	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 ●●台				
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値 ●/● (●●%)				
	イ 特殊の装置の有無	特殊装置がある場合は「あり」と記入。			
	ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の概要	a 認定の番号	大臣認定の番号		
		b 特殊の装置の名称等	装置の名称、製造者名を記入。		
5 従 業 員 概 数		●人			
6 供用開始（予定）日		●月●日			

備 考

- 一 特定路外駐車場変更届出書にあつては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 3のロのa欄の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。
- 三 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車に用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車に用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 六 4のロのa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 七 4のロのb欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。

記入にあたっての注意事項を青字で記載しています。

第2号様式（第7条第2項関係）

（日本工業規格A列4番）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

1 規模	駐車場の用に供する部分 の面積	一般公共 の用に供す る部分	平方メートル (駐車台数 台)	
2 必要動 等 円滑 化 の 設 備 に 関 する 特 殊 の 装 置	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	イ 特殊の装置の有無	特殊装置がある場合は「あり」と記入。		
	ロ 特殊の装置に係る 移動等円滑化のため に必要な特定路外駐 車場の構造及び設備 に関する基準を定め る省令(平成18年国 土交通省令第112号) 第4条の規定による 認定の概要	認定の番号	大臣認定の番号	
		特殊の装置 の名称等	装置の名称、製造者名 を記入。	

備 考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。
- 三 「特殊の装置」イ欄においては、特殊に装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 五 「特殊の装置」ロ欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。